

「都市計画審議会委員」を公募

問い合わせ 建設部総務課 ☎38-2070

芦屋市都市計画審議会委員の任期満了に伴い、次期の審議会委員を芦屋市都市計画審議会委員を募集します。

任期 六月一日(平成二十年五月三十一日)～二年(二〇二二年)六月一日現在二十歳以上七十歳以下で市内在住のかた

資格 成人被後見人もしくは被佐人または破産者で復権を得ない人は除く

申し込みに必要な用紙に必要事項(都市計画に関する作文有り)を記入し、四月七日(二十一日)土・日曜日を除く勤務時間内に建設部総務課へ提出してください。

選考方法 都市計画審議会委員市民特選考委員会を開催

報酬 一回につき、一万一千五百円



都市再生街区基本調査に伴う測量等実施のお知らせ

このたび、国土交通省が実施する「都市再生街区基本調査」の一環として、独立行政法人都市再生機構が下記のとおり測量等を実施することになりました。

期間 4月初め～8月末
対象地域 市内の人口集中地区(DID地区)
この測量は、道路上の作業ですので、市民の皆さんとの立ち会い・敷地への立ち入りはありません。
作業内容 測量作業(街区の角等を測量)



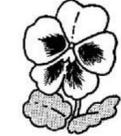
問い合わせ
都市再生機構 西日本支社
都市再生企画部
☎06-6969-9585

自主的なまちづくり活動を支援します

まちづくり支援制度とは、国際文化住宅都市になさすためのあらゆる優良な住宅計画・子育てのためのまちづくり案地区計画・建築協定等を立案する住民団体の活動を助成する制度です。

「地区計画」は小さな都市計画といわれ、地区ごとの住環境の違いに対応して、住民の参加により地区の特性に応じたまちづくりを進めるための制度です。

出前講座も行いますので、まずはご相談ください。



都市計画課 ☎3821009
問い合わせ

まちづくり支援要綱施行

第1回市議会定例会(2月24日)において、山中健市長が表明した施政方針の概要をお知らせします。

まちづくりの目標1 活気あふれる豊かな生活環境づくり

コミュニティづくり 地区集会所を地域活動の拠点とし、各自治組織での地域づくりや魅力あるまちづくりを支援します。

防災対策 「1.17あしやフェニックス基金」の運用を公平かつ適正に行うため、PR活動に努めます。また、東南海・南海地震等に備えて、津波からの避難訓練を行います。また、消防本部庁舎建設に向けて、実施設計を行います。

防犯対策 青色回転灯付きパトロール車の導入を進めるとともに、地域ぐるみで子どもたちの安全確保に力を入れます。

交通安全対策 学校園および保育所での交通安全教育の充実と交通安全施設の整備を進めます。

ごみの減量化対策 ごみの再資源化率を年間1%(400t)引き上げる取り組みを進めます。

芦屋市不法投棄防止協議会に対応を協議するとともに、パトロールおよび排出者調査を行います。

環境保全の推進 環境問題への取り組みは「まず芦屋から始める」を合言葉に、職員一人ひとりが自らの問題として取り組み、市民の皆さん、事業者にも協働の輪を広げます。

自動車公害対策 国道43号および阪神高速3号神戸線の、自動車排出ガス対策や騒音対策等を、引き続き国等に要望します。

消費者行政 高齢者を狙った悪質商法からの被害を防ぐために、啓発活動や地域のかたがたのご協力を呼びかけます。

第3次芦屋市総合計画 後期基本計画を策定しました

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2009 詳しくは、市ホームページ、または、市役所北館1階の行政情報コーナーで閲覧できます。

【見直しの基本方針】
【後期基本計画の主な施策】
【まちづくりの目標1】
【まちづくりの目標2】
【まちづくりの目標3】
【まちづくりの目標4】

今回の見直しは、平成十三年四月に第三次総合計画がスタートして以降の社会情勢や芦屋を取り巻く状況の変化等を今後のまちづくりに反映させることを目的としています。

【見直しの基本方針】
現行の基本計画をもとに現況と課題を洗い出し、今後五カ年で重点的に取り組むべき施策を明らかにする。震災復興十年の総括・検証の結果、得られた課題についての対策を検討する。

これまでに実施したアンケート調査や懇談会等で寄せられた意見を反映する。今回の見直しに当たって新たに将来人口推計と市民アンケート調査を実施しました。

【見直しの視点】
基本計画は「まちづくりの目標」に分類していますが、「タテ割り」の弊害を避けるため、魅力ある暮らしの実現、「社会資源の活用」、参画と協働の推進の三つの視点から、分野横断的に施策を検討しました。

【後期基本計画の主な施策】
活気あふれる豊かな生活環境づくり
国民保護計画の策定/消防本部庁舎の整備/17あしやフェニックス基金の活用/環境マネジメントシステムの再構築(一般こみ有料化の検討)

【まちづくりの目標1】
健康で元々あるまちづくり
福祉部門のワンストップサービス/地域福祉計画の策定/介護予防システムの確立/次世代育成支援の推進/ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進/自立支援プログラムを活用

【まちづくりの目標2】
人と文化を育てるまちづくり
学力向上プログラム/福祉計画の推進/健康教育の充実/スポーツ・フォア・エブリワンの実現/「のじく兵庫国体」の実施(まちづくりの目標4)

【まちづくりの目標3】
人と文化を育てるまちづくり
学力向上プログラム/福祉計画の推進/健康教育の充実/スポーツ・フォア・エブリワンの実現/「のじく兵庫国体」の実施(まちづくりの目標4)

【まちづくりの目標4】
人と文化を育てるまちづくり
学力向上プログラム/福祉計画の推進/健康教育の充実/スポーツ・フォア・エブリワンの実現/「のじく兵庫国体」の実施(まちづくりの目標4)

平成18年度 施政方針

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2009

まちづくりの目標2 健康かてぬくもりのある福祉社会づくり

国民健康保険事業 「障害者自立支援法」の成立に伴い、自立支援医療制度に移行します。

健康づくりの推進 健康管理システムを更新し、市民の皆さんの健康保持・増進を図ります。

救急業務 保健センター、図書館および中学校など主要な公共施設にAED(自動体外式除細動器)を12台設置します。また、AEDを取り入れた普通救命講習会を開催します。

芦屋病院 医業分業(院外処方)および院内開業を実施します。また、病院経営の抜本的見直しに取り組みます。さらに、耐震調査やMRI(磁気共鳴診断撮影装置)の更新を行います。

福祉社会づくり 市民と行政の協働による地域福祉を推進するために、「地域福祉計画」を策定します。

高齢者福祉 「第4次芦屋すこやか長寿プラン21」に基づき、総合的な介護予防の推進を図ります。また、地域包括支援センターを創設するとともに、高齢者を権利侵害から守るために、「芦屋市権利擁護委員会」を設置して取り組みます。

介護保険 「第3期介護保険事業計画」に基づき、適正なサービス確保に努めます。また、地域密着型サービスを行えるよう提供基盤の整備を進めます。

まちづくりの目標3 人と文化を育てるまちづくり

＜教育委員会の事業＞
学校教育 保護者・地域と協働で、創意工夫をこらした教育活動に取り組みます。不審者進入への対応や通学路での安全確保のため、保護者や地域と協働で防犯活動を推進します。小・中学校では「学力パワーアッププラン」に基づき、学力向上に取り組みます。特に、中学校では、チューター(学習指導員)を配置し、基礎学力の向上に取り組みます。道徳教育では、学校が「豊かな心を育む場」となるように取り組みます。スポーツ活動や文化活動では、児童生徒が自ら心身の健康の保持・増進を図る健康教育の充実にも努めます。

教職員の資質の向上 教育公務員としての使命感と倫理観を高め、豊かな人間性の涵養や、資質と指導力の向上を図ります。

高等学校 今年度末で市立芦屋高等学校が廃校になります。在校生が全員そろって卒業を迎えられるよう、最後まで支援します。

幼稚園 幼児の発達や実態に即し、創意工夫のある園づくりを推進します。スポーツ振興 今年10月に兵庫県で開催される第61回国民体育大会「のじく兵庫国体」に向けて取り組みます。

学校の施設 精道小学校校舎改築工事を引き続き行うとともに、朝日ヶ丘小学校のエレベーター設置に向け準備を進めます。

社会教育 少子・高齢化や情報化など社会情勢に応じたさまざまな学習機会の提供に努めます。

社会教育施設の管理運営 体育施設や谷崎潤一郎記念館について、指定管理者制度による運営を進めます。

＜教育委員会以外の事業＞
男女共同参画施策 女性の社会参画の促進に向けた施策に取り組みます。また、市民の皆さんから親しみを持っていただくため、女性センターの愛称募集を行います。

国際交流事業 アメリカ合衆国カリフォルニア州モンテペロ市との姉妹都市提携45周年の節目に、両市の友好の絆をさらに深めます。

まちづくりの目標4 快適でうるおいのある都市づくり

都市計画マスタープランの推進 緑豊かで上質な都市空間を実現し、人にも優しく、文化を育む活力あるまちづくりを進めます。

市民協働のまちづくり 「まちづくり活動助成事業」を活用した地区計画を推進し、地域に根ざしたまちづくりを進めます。

開発および建築行政 低層戸建住宅と共同住宅が共存できるように、「芦屋市住みよいまちづくり条例」を改正するとともに、「芦屋市斜面地建築物の規制に関する条例」を制定し、住環境の保全・育成を進めます。

平成十八年は、市民の皆さんの協力によって財政健全化への兆しがようやく見えてきたところですが、地方分権の総仕上げである「三位一体の改革」によって、本市は財源が大幅に減少することが予測されます。この課題に対処するために、行財政改革に引き続き取り組みます。また、「安全」と環境をキーワードにして市民の皆さんが快適で安心して暮らせるまちづくりを進めます。さらに、「二つの改革方針」、職員意識の改革、市民とともに歩む市役所づくり」と「地方分権に対応できる市役所づくり」を掲げて、市役所改革を推進し、市政の刷新を図ります。「行政改革の推進と地方分権に対応できる行政運営」、「安全と環境への取り組み」、「情報公開と市民参画・協働の推進」を進めます。



施政方針を発表する山中市長

快適で安心して暮らせるまちづくり

「潮芦屋」のまちづくり 第2期の住宅分譲とマリナーに隣接する係留施設付住宅の分譲を進めます。

バリアフリー化 阪神打出駅のバリアフリー化を進めるとともに、「交通バリアフリー基本構想」を策定します。

山手幹線の整備 順次道路工事に着手するとともに、川西線以西の供用開始に向けて取り組みます。

駐輪対策 駅周辺の放置自転車対策を進めるとともに、JR芦屋駅周辺の自転車駐車場を改修し、自転車・原動機付自転車の利用の促進を図ります。

上水道事業 六籠荘地区および南芦屋浜地区の配水管布設工事を進めます。また、水道事業の健全化を図り一層事務事業の効率化に努めます。

下水道事業 六籠荘地区都市基盤整備および南芦屋浜下水道整備工事を進めます。また、芦屋下水処理場電気設備の改築工事を引き続き行います。

景観形成事業 景観緑三法の適用の研究を進めるとともに、景観アドバイザー会議や景観条例に基づく指導、助言を行います。

芦屋庭園都市宣言 市民の皆さんと協働で、庭園都市づくりを進めます。また、「のじく兵庫国体」では、花と緑いっぱいのにまに全国の皆さんをお迎えする取り組みを進めます。

緑の基本計画 緑地の保全および緑化を推進するために、「緑の基本計画」の策定に向けて取り組みます。

まちづくりの目標5 市民と協働してつくる自立した行政基盤づくり

市民参画の推進 「市民参画・協働推進の指針」に基づき、市民提案制度や活動拠点の設置等について検討します。

広報活動等 有料広告の掲載や、ホームページの活用による電子自治体への対応を図ります。

特別職の給与等 市長、助役および教育長の給与および退職金は、平成19年3月31日まで減額措置を行います。また、特別職報酬審議会を設置します。

人事評価 本市に適した人事評価制度の導入について、研究します。

行政経営情報システム 総合計画実施計画や予算等(財政計画・行政改革実施計画・行政評価等)との連携が図れるように、行政経営情報システムの構築に着手します。

4月 テレビ 広報 ガイド

芦屋市広報番組 あしや30 min. サタデー	放送時間(30分)
芦屋市政キララ	8:00
広報トピックス	11:30
イベント情報	16:00
芦屋の中のベトナム	22:30
ミニ特集	ビデオ
市民の時間	テープ貸出可

「J-COMスペシャルデー」のため、4月28日(金)の放送はありません。番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 CATV全般に関する問い合わせ ケーブルネットワーク神戸芦屋(J-COM)カスタマーズセンター ☎0120-13-8160

広報番組「あしや30min(サタデー)」市民スタッフを募集

内容 「芦屋市広報番組」の出演・企画等 活動 企画会議(月1回)出席、番組出演(随時) 対象 市内在住18歳以上のかた 謝礼 1番組出演につき図書券1,000円 申し込み 作りたい番組の企画 広報番組の感想 自己PRと履歴書(市販のもの・写真添付)を記入し、4月28日(金)までに広報課(郵送可)へ。

問い合わせ 広報課 ☎38-2006 (〒659-8501)

NHK公開セミナー「絵巻の魅力」

日時 4月27日(木)午後1時30分～3時 会場 ルナ・ホール 講師 京都国立博物館・若杉準治氏 申し込み 往復はがき(1人1枚)に住所・氏名・電話番号を記入し、4月12日(水)必着で下記「NHK公開セミナー」係へ。参加者には、京都国立博物館の招待券を1枚進呈。

問い合わせ 公民館 ☎35-0700 (〒659-0068 業平町8-24)

美術博物館&あしみゅ～連携事業

日時 4月18日(火)午後1時30分～3時 会場 美術博物館講義室 指導 加藤純子 内容 ピアノに合わせて歌う 参加費 観覧券が必要 観覧料 一般300円、大高生200円、中学生以下無料

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

固定資産税に係る縦覧

期間 4月3日～5月31日(土・日・祝日を除く) 午前9時～午後5時15分 会場 市役所南館1階課税課南相談室 対象 原則として固定資産の所有者がその代理人 持参するもの 本人確認のため前年度の納税通知書、運転免許証、健康保険証等。代理人は委任状。

固定資産の評価 土地、家屋ともに評価替えを行っています。土地の評価額は、地価公示価格および不動産鑑定価格を基に算定し、さらに地価動向を反映させます。

問い合わせ 課税課固定資産税担当 ☎38-2017

精道小学校第2期工事(普通教室棟)

問い合わせ 教育委員会施設課 ☎38-2086

進捗状況のお知らせ

二期工事(普通教室棟)は、昨年十一月二十四日に着手し、本年一月十二日に旧校舎の解体を終了した後、躯体コンクリートの打設に着手しています。分り、四月九日現在、普通教室棟の完成は、六月下旬から八月にかけて、運動場に仮設給食室を設置します。